



律委任によりまして国務を代行する委任事務をとっております。これは町村側の例でありますけれども、私の調査では、まず二万七千人が町村の基準人口である。その職員が、私の調査したのでは百三十九人でありまして、三十六年度の予算は一億九千六百万であります。端数は省略します。時間を節約するために略して申し上げますが、この事務の内容は、国の委任事務を何人やっておるか調べてみますと、百三十九人で四五・五人がやっておりますから、行政事務の三二・七％は法律による国の委任事務をやっておりますのであります。そして一般会計の規模は一億九千六百万であります。そのうち国から交付された金では不足で、町村自体が持ったものを調べてみますと、七千九百万でありますから、これはその割合を見ますと、四〇・四％町村が負担をいたしておりますのであります。国の委任事務処理経費というものは、町村の占める割合は八四・八％の率を負担しておりますことになっておりまして、大体十四項目によって負担をいたしております。国民年金以下十四項目あります。が、町村の自己資金で不足をまかなわなくてはならないものは、そのうち、戸籍の関係の事務、外人登録事務、自衛隊の募集事務等は負担がなくて済んでおりますが、そのほかの負担は相当重い負担を要されておるのであります。これは町村の例であります。市も、また府県も大体同様な負担の割合があるであろうと私は考えておるのであります。一方、さきにも申し上げましたように、厚生年金保険、あるいは私立学校教職員組合共済組合、農林漁業団体等の職員共済組合等は、国が直接負担をいたしながら、今度の法律に

よりまして、この財政の負担は交付税でまかなっているものであります。その中に相当の意義があるのであります。政府は各種六団体に長い間希望を持たせておきまして、最終に來まして自治省が大蔵省につづきのめされたという評判があるのであります。それで今度は十一年からに交付税に入れたというところは私は納得ができません。交付税は、必ずしも臨時特例の交付税を本法に入れたら、〇・一をふやしたのであります。学校教職員のものは文部省が半分持つとして、なかなかこれでまかなない切れない。そして地方の財政を圧迫する心配があるのじゃないか。ことに不交付団体と交付団体がありまして、かようなものを十一年からに考えるというところは、私は、自治省当局並びに大蔵省当局が地方の財政事情を知らないでやったか、苦しまぎれにやったか、こういう疑いを持っておるのであります。この点について自治省並びに大蔵省からさうくばらんに返事をしてみたいと思ふ。これではとうてい地方団体はがまんのできません。交付税に何でも入れてしまふという思想はとんでもない。これは地方の自治体は中央集権的に考え、いわゆる自治精神に違反しておる政府の指導であると言わざるを得ない。私は思ふのであります。こういうことに対しては、これは大いに改めて、近い将来に、社会保険制度でありますから、自治省が大いに力を出して大蔵省と審議して、必ず国家公務員と同様な国家負担があるべきものである。繰返し申し上げますが、これは国務を代行しない他の私立学校の教職員共済組合あるいは農協

の職員の共済組合等に一部負担をやっておる事実から見まして、はなはだ不公平と言わざるを得ないと思ふのであります。この点について責任ある、明確なる答弁を要求いたします。

○大上政府委員 伊藤委員の御質問の点でございますが、お説の通り、これを本国会に提案して御審議願うまでには三年度の経過がござります。さらに財源的問題につきましては、お説のように、われわれとしても大蔵省に對し再三いろいろと御説明を申し上げたのですが、今日の姿になった。なお、さらに社会保障制度審議会等々の意見もありまして、その経過、あるいは本日御質問の要点のように持つていつたところについては、政府当局から十分説明いたさせていただきます。

○松浦説明員 ただいま政務次官から御説明がございましたように、三年間の問題についてはいろいろと問題が存したわけでございます。本年度の予算をめぐりまして、国家公務員の共済組合法が施行されてから、もはや三年を経過した状況で、これ以上遅延することは、決して望ましい状況でないというふうに考えまして、各先生方御承知のような格好で地方交付税によりまして財源措置をつけ、それによつてこの制度を施行するというところに踏み切ったわけでございます。

○高柳説明員 ただいま自治省から御答弁いたしましたように、今回の共済年金国庫負担については、両三年來の懸案でございまして、大蔵省にいたしましては、地方の財政負担力の可否という面からと、社会保障の一環であることには間違ひはございませんが、その社会保障を推進する主体として、国の場合は、国が一割を負担するほかに、

その残余を使用者側と被使用者側とで折半するという負担区分を現行の共済年金制度においてとつておるわけでありまして、地方も文字通り自治体でありますので、その自治体にはそれぞれ特例を設け、並びに地方交付税または国庫補助金、いろいろ行政を運営するための財源措置が行なわれておるわけでありまして、それを遂行するところの公務員に対する一つの社会保障でありますので、それに対して地方独自が一割を負担し、その残余について国と同じように折半する。これが今回の共済年金制度を施行する上にあつたわけではないか、こういう考え方をとつておるわけでありまして、たださうした場合には、地方団体の財源に無理がないかどうかといふことは一つの議論の要点かと思ひますが御承知のように、この財政と同様に、非常に発展しておりまして、交付税の伸びにおいてもまた地方税の増収の面においても相当の増収が期待されますので、今回この新しい共済年金制度を施行して生ずるこの負担を十分カバーできるような財政状況であるという認識に私たちは立つておるわけでございます。ただ、その他、行政水準の向上または国の公共事業の裏負担等を勘案いたしまして、交付税率の引き上げを〇・一、並びに特別交付金の〇・三の廃止に伴う恒久化という形で、実質的には〇・四の交付税の引き上げをやつておるわけでございます。

〔委員長退席、高田(富興)委員長代理着席〕

○伊藤(總)委員 答弁はありました。が、私、まだ納得できないのであります。他の農業協同組合または私立学校

の教員の共済組合などには政府は間違ひなく国費を給付しておる。今自治省当局の答弁では、最後の三年になつたから、これ以上延ばすことはできないので、やむを得ない手段としてやつた。また次官の答弁も、当局の答弁も、社会保障制度の一端であると確認をしておる。でありますから、私の質問は、ことしはさういふふうになつておるけれども、将来どこまでもさういふ交付税に入れるべきものか、さういふことを聞いています。私の言葉が足りなかつたかもしれませんが、大蔵省も来ているのですが、大蔵省の説明などは、私ども委員会などでさきにわかつておる。さういふことはいまさら答弁を聞かなくてもいい。それで私はここに質問するわけです。〇・一でまかないができるのかどうか。なぜ大蔵省はこれに賛成しないのか。外郭団体のようなものに国が直接交付しなげらる。国の委任事務をたくさんやっている。十四科目もやっている。県の方は調べておりませんが、これ以上あります。さういふふうな四割以上は国務の代行をしていて職員共済組合に、直接国が出さない。たださうばん上、地方団体は身上がいいから、工合がいいから交付税で、国からはやらないというふうなことは、その場限りの考えである。あなたたちの入っている国家公務員の方は、お前の方は身上がいいからと言つてくれない、それでまかなへ、それで引き下がつてくる自治省の態度というものは、私は百六十万地方公務員のために非常に憤慨をいたす以外にない。(拍手)これは今年は流すわけにはいかないと思ふが、あなたたちはやる気があるかどうか。大蔵省と

相撲を取って負けてくるのではだめだ。六団体並びに職員団体に三年間も期待をかけさせておいて、最後に交付税〇・一でがまんしろ、やれるはずだ、文部省から教職員の分が半分くるから、そらばが合う。これは確かに地方の財政には合うでしょう、合いますが、統一した法律を作る以上は、国家として確然たる社会保障制度に踏み込まないという及び腰が私は納得できない。これをやるのですか、どうなんですか。ほかの農民団体なんかによつておいて——これは法律があります、これがこれにやれないというところは、期待権がはげれた、日本の残骸物語の一つになると思う。これはどうなんですか。一体やれないのですか、やるのですか。

○大上政府委員 ただいまの御質問、ごもつとも思いますが、われわれといたしまして、今日の現段階でさらにこれは検討を加えていくべき問題であり、検討に着手いたしておる次第でございます。なお、さらに自治省側としては、今申しましたように将来の問題として十分検討し、よりよき方に前進すべく研究しております。なお当面、交付団体あるいは不交付団体等につきましても、われわれとしてはこれは基準財政需要額へ繰り入れていくという建前でやっておりますので、当分と申しますか、結論の出るまでは、この法で運営上支障ないと考えております。

なお、将来のこの問題についての、大蔵省当局の考えはわれわれは関知いたしません、そこで大蔵省当局からはまた別途お答えが出るかと思いますが、自治省としては確固たる立場で将来の問題について十分研究するということをお願いいたします。

○高柳説明員 制度の運用いかによつてやはり時々刻々検討を加えていくことは当然なことでありまして、またただいま申し上げましたように、地方財政はここ数年來は好況でございますが、またどういふ事態に立ち入るかということも予想できませんので、その事態に依つての財政負担力の問題を検討することにつきましては、大蔵省といたしましては常に注意を払つていくべきだと思つていますが、現在の共済年金の制度におきましては、ただいま講じておるような措置で十分かと存じております。

○伊藤(鶴)委員 自治次官から將來考えるという抽象的なお話でありまして、ここで言質をとるのもかわいそうだから、考えるということでも私も半分了解いたしました、今の大蔵省側の、ここ数年地方財政はよろしいから、悪くなつたときに考える、こういう答弁では私は納得できません。実はさうは大蔵大臣か、あるいは私福島県人、福島県の言葉なら出ますから、あなたの方の佐藤さんなら私の言葉がみなわかるから、佐藤さんに来てもらいたかつた。それが参議院で来られて、後日この委員会に来てもらつてこれだけはどうしても解決したい。地方財政が悪くなつたときまた考えるというのでは困る。初めの出発から社会保障制度として国が一歩持ちまして、そして確実なるものでやらなければいけない。やはり国家公務員が百六十万あれば地方公務員も百六十万あるのであります。全国に百六十万の二つの一つがあるものでありますから、これだけの多数の者——これは私の調査では学校職員が抜けている

かもしれない、これだけ多数の者の身元を保障するのに、地方財政が豊かだから当分はできる、また世の中が不景氣になつて、豊かでなくなつたら考えるというのでは、その日暮らしの社会保障制度と言わざるを得ない。これは主計官のあなただけにきつていことを言つても答弁できないでしょうから、歸つてあなたの方の大蔵なり主計局長なり佐藤さんに、伊藤がこう言つて、言葉が通じないようだから福島県の言葉がわかる佐藤さんに来てもらいたい、こういうことを伝えていただきます。これは必ず確立しなければいけませんから、自治省も大いに反省して、そして大蔵省側も大いに反省して——自分の身元保障ができればそれでよろしいという思想ではないでしようが、地方のものは今のうちには好況だ、好況でなくなつたらまた考えるという答弁では、私どもを侮辱している答弁であると私は解釈して、きょうは歸りますから、かように心得てもらいたい。承知できません。このあとはもう追及しません。一主計官のあなたに追及しても何ともしようがない。

○川村(總)委員 議事進行。今の大蔵省の主計官ですか、あなたの伊藤委員の質問に対する先の方の答弁と今の答弁は、われわれ非常に矛盾を感じる。そのような答弁でこの場を切り抜けてもらつては困る。大体大蔵省は地方行政をいつも軽視しておる。もう少し責任ある人を出して下さい。大蔵大臣が次官に来てもらつて、今の伊藤委員の問題について、はつきりした答弁を求めたいと思つて、委員長は善処をお願いいたします。

○伊藤(鶴)委員 私も同様であります。後刻大臣、主計局長に、参議院の都合を見てこちらに来てもらつてほしいをお願いいたします。

次は、自治省当局にお聞きします。この団体のうちには組合の規模が非常に小さなものがございます。こういう小さなものも保険経済として大丈夫、將來確実にやれる見込みがあるかどうか、これを伺ひたいと思つて、

〔高田(富興)委員長代理退席、委員長着席〕

○松浦説明員 ただいま御指摘になりました小さな規模の組合というものは、おそらく各都道府県単位にできまして市町村職員共済組合並びに一つの市あるいは二以上の市が連合して作りまして市職員共済組合のことであらうかと思つております。そのほかは、御承知のように三共済は全国単位でございます。あとは五大市と東京都でございますが、これは一つの単位として保険数理上も十分成り立つて参ると思つております。これらの、今御指摘のございました小さな規模の市町村職員共済組合並びに市町村職員共済組合につきましては、全国単位に連合会を作りまして、保険計算上は連合会全体を一つの単位として計算することによりまして、保険財政上の安全をはかつて参りたいというところで、法案の中には連合会制度を作つて、この問題の解決をはかつていけるので御了承いただきたいと思つております。

○伊藤(鶴)委員 この職員組合には各種種類がありまして、今までは運営に對する審議会と組合方式の二つがあります。なぜ今度の法律で一つの思想に統一できないか、あるものは審議会系統あるものは組合系統でやる場合、法律で管理制度が二つに分かれるような疑義がありますが、この点はどう思ひますか。

○松浦説明員 御承知のように三共済、すなわち地方職員共済組合並びに公立学校共済組合、警察共済組合は、現在施行されておる国家公務員共済組合法の適用を受けておるわけでございます。それにつきましては御承知のように、すでに運営審議会制度をもつて現在やられておるわけでありまして、従いまして、新しくできます——新しくと申しますと語弊があるかもしれませんが、同時に持つて法律上存続されておる三共済につきましては、現在やつておる運営審議会制度を踏襲することを考えたわけでございます。さらに市町村職員共済組合その他の三共済組合以外の組合につきましては、現在行なつておる市町村共済組合法の中に規定されておる組合会の制度というものをそのまま踏襲していくことが最も適當であると考えまして、これは言いかえしますならば、従來からの沿革によりまして、こういうふうになじんでおる制度でやつていくことがより効果的であるという考えでいたしたわけでありまして、

○伊藤(鶴)委員 この共済組合の制度が確立いたしますと、これに積み立てる資金というものは相当額になるようでありまして、この多額の資金を、將來いかなる運営をしようと考えておるのか。

○松浦説明員 積立金の額はお説のように相當な額に上りますので、これの運用につきましては十分配慮が必要であると考へております。法律では「事業の目的及び資金の性質に應じ、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合

員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならぬ」という規定を設けております。具体的に申し上げますならば、非常に大きな金でもあり、半公的な性格を有するものであるから、安全かつ効率的にやらなければならぬと同時に、もっと具体的に目的別に申し上げますならば、組合員の福祉の増進、それと地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用するんだということでございます。

さらに具体的に申し上げますならば、それぞれ資産の割合のうち、どの程度をどのように運用しなければならぬかという点については政令で規定をいたすつもりでございますが、法律の精神に十分沿ひ得ますように、組合員の福祉の増進ということを強く考へる。さらにこれに合わせて地方公共団体の行政目的の実現に資するように使われるように、それぞれ適当な規定を設けて参りたい、このように考えております。

○伊藤(職)委員 現行制度と地方公務員との関係でございますが、これは既得権と期待権があらうと思ひます。これは尊重されなければならぬ。その例を申し上げますと、十年または十二年という短期の年金をきめておる団体の条例がありますが、この適用者は今度の法律で不利になりませんか。

第二点は、有利な支給率を定めておるところは不利にならないかどうか。三は、五十五才まで支給を一律に停止することは不利にならないか、この点について答弁を願ひます。

○松浦説明員 ただいま指摘がございましたように、すでに行なわれております制度から出て参ります既得権な

り期待権につきましては、われわれといたしましては極力これを尊重するところを方針といたしまして、法律その他の作成に苦勞を重ねたわけでございまして、具体的に申し上げますならば、受給年限の問題でございます。これにつきましては十七年ルール、すなわち恩給のルールによつて現在施行されておりますものにつきましては、その条例の適用を受けておられます期間が十一年以上でございますものは十七年で年金をつける。五年から十一年までの勤務年限を持つておられる方については十八年でつける。五年以下であつても十七年ルールの条例の適用を受けておられる方については十九年でつけるという経過規定を設けるほか、十五年とか十年とかいうような、さらに有利な条例の適用を受けておられる方もございます。それらの方につきましては、過去の部分が決して不利にならない、受給年限については既得権、期待権を尊重するといふ建前をとつております。

また額の問題につきましても、旧条例の適用を受けておる期間については、旧条例に定めるところによりまして額を算定いたしまして、その額は保障するといふことを法律の中で規定をいたしてあります。

さらに支給開始年齢につきましても、五十五才以前は支給しないといふことを本法に書いてございしますが、旧法におきまして五十五才未満でも支給をするという規定がございす部分については、旧法の適用を受けておりました部分に相当する額については、それぞれのそういった規定を適用して経過的に不利にわたらないよう配慮いたしております。

たしてあります。具体的にお尋ねのございました十年で年金がつくようなときは一体どうなるのかということでございますが、これは、十年の条例の適用を受けておりました方がその団体に八年勤めておつたといふと、八年の十分の二十倍といふことで、仮定計算上は十六年勤務したといふふうに計算いたしまして、新法施行後四年間勤務すれば年金をつける。実際には前の八年とあとの四年の十二年でつくるという経過措置を設け、さらに十年の場合には一年当たりの年金額が非常に多いわけでございますから、八年部分については有利な旧条例によりまして計算した部分と施行後の新法によりまして計算した部分と、両方足しましたものを年金として支給する、こういうふうなことにによりまして過去の既得権なり期待権を尊重することを建前としております。

なおそれによりまして基本的には新法よりも有利な条例の適用を受けておる職員もあるわけでございます。具体的に申し上げますならば、私どもの調べでは大阪等約九つの市があるわけですが、そういう市につきましても、新法の適用を受けた場合には、そのまゝもとの条例が適用になつていった場合にもあらうとあらう額よりこの法律によつてもらいます額が少ない場合には、その差額の範囲内で、各地方公共団体が条例でそれに相当する額を支給することができ、こういう特例規定を設けまして、極力期待権尊重といふことをはかつて参ることを建前といたしてあります。

なお、五十五才まで年金を支給しないといふことは非常に不都合じやないかといふことでございますが、建前と

いたしましては、御承知のように今度の年金制度は老齢保障といふことを建前といたしておりますので、四十五才あるいは五十才程度の稼働能力のある方々については年金を支給しない、そのかわり五十五才からできるだけ手厚くするといふ建前をとることにいたしてありますので、新法におきましては五十五才まで支給しないといふことにしておるわけでありまして、ただ過去の条例におきまして四十五才以降は年金が支給されるような条例の適用を受けておられた方々が現在は大抵部分でございます。そういう方々につきましては、旧法の適用を受けておりました時代の年金に相当する部分については、四十五才から五十五才については、五十一才から五十五才までについては、幾らというふうに、旧条例で規定しておりましたものに準じて、その規定に従ひまして、それぞれ新法施行後五十五才未満でも年金を支給するといふ特例規定を設けまして、過去におきまして既得権を尊重するといふことを考慮いたしておるわけでございます。

○伊藤(職)委員 第六点は、恩給制度で認めた弱年停止制度をやめて減額退職年金制度を採用した、その理由を聞きたいのであります。これはこのままでは、私どものようなしるうとが考へれば、やはり五十五才でもらつた場合と四十五才で減額でもらつた場合と、いろいろ自治省当局は計数的、統計的に調査をしたと思ふのであります。統計的に調査をしたら、五十五才から平均して何年くらい給付を受けているか、そして四十五才で今度の減額支給を受けた場合の計数的の問題はどうなつておるか、そのところが、退職年金をもらふ人になりますれば非常に

に大きな問題である。ことに学校職員の女子教員等は、四十五才ぐらいでやめる人が多いのでありますから、こういうふうな問題については十分当局は研究をして、いやくも不公平のないようにするべきものであると思ひますが、その点を伺ひたい。

もう一つは、今度の掛金によりまして、なぜ従来の若年停止をやめて、従来通りにできなかったか、こういう二点をお聞きしたいと思ひます。

○松浦説明員 従来恩給制度において認められておりました若年停止制度を、この新しい法律の中で採用しなかつた理由といふことでございまして、先ほどもちよつと触れましたように、この新しい法律によりまして年金制度は、老齢保障を主たるねらいとしております。従つて四十五才から五十才程度のまだ稼働能力のある方々につきましては、年金を支給しない、そして五十五才以降について支給をする場合に、できるだけ手厚い年金を支給するといふ建前をとるべきであるといふふうに考へたわけでございます。

この考え方は国家公務員共済組合法の場合と全く同じでございます。さらに、もう一つの理由といたしましては、やはり官公吏といたしまして、長い期間勤続した方々ができるだけ有利になるようにという仕組みを公務員制度の建前としては考へるべきであるといふことが、もう一つの要素になつておるわけでございます。そのかわり、ただ一律に何でもかんでも五十五才からのみしか支給をしないといふ建前にすることは、必ずしも個人の事情からして適当でない場合もあり得るということから、御承知のように減額退職年金制度といふものを併用いた

に大きな問題である。ことに学校職員の女子教員等は、四十五才ぐらいでやめる人が多いのでありますから、こういうふうな問題については十分当局は研究をして、いやくも不公平のないようにするべきものであると思ひますが、その点を伺ひたい。

もう一つは、今度の掛金によりまして、なぜ従来の若年停止をやめて、従来通りにできなかったか、こういう二点をお聞きしたいと思ひます。

しまして、個人の希望によつては減額退職年金制度の選択を認める道を開いていくわけであります。

具体的に計数的に申し上げますならば、二十二年で就職をいたしまして、在職年数二十二年、その者の給料が四十四才で四万八千円、こういふふうな仮定をして、今申し上げましたようなあらゆる場合についてどうなるかというのを考えてみますと、新制度におきまして五十五才からもうけていくのだということ、減額退職年金制度を選択しなかつた場合には、五十五才から二十四万四千六百七十円を支給を受ける計算になります。逆に減額退職年金制度を選択したといたしますと、四十四才からそのまゝもらえるわけでございますが、額は減額をされまして、十三万七千円を将来に向かって永久にもらうて参るといふことになりまして、それから新制度の改正を行なわないうで、そのまゝ旧制度でやつたといふふうに前提を置まして、こういふ方々についての年金がどうなるかといふことを計算してみますと、四十五才から五十五才までは十萬五千元、五十五才から五十五才までは十四萬七千元、五十五才以上は二十一萬一千元、こういう格好になるわけでございます。この数字はお手元に資料として御配付してあるはずでございますが、これによりますと、なるほど四十五才から五十五才までは減額退職年金制度を選ばない限り年金はもらえないわけでございますが、五十五才からは二十四萬四千円ももらえる。制度を改めない限りは四十五才から五十五才までも一部はもらえますけれども、五十五才からは二十一萬一千元、約三萬三千円ばかり少ない金額をもらつていくことになる

ります。これは先ほど先生からお尋ねがございましたように、五十五才からの受給平均年限は十八年でございまして、これらの点をかみ合わせますならば、大体旧制度のまゝといった方が得だといふ結論は私どもとしては出ない、新制度にかえた方が十八年間もらうといふ前提では得になるという計算になつておるわけでございます。

○伊藤(總)委員 第七点は、掛金が恩給制度の納付金率より二・三倍に上がつております。ですからこれは当人にするとなかなか重い負担になるであらうと思えます。これはそれに対する見返りの給付の問題であります。給付の率がよくなければこれは解決すると思ふのであります。二・三倍に今の新制度が増額するといふことに対して、それに対する給付の見返りがどうなつておるか、この点をお聞きしたいのであります。

○松浦説明員 ただいま御指摘がございましたように、千分の四十四といふふうに掛金がきめられますならば、現在が大体百分の二でございまして、二・二倍になるわけでございます。二・二倍に掛金が上がりますが、新しい制度で一体どのように給付の内容がふえていくのかというお尋ねだと思ふのでございます。これにつきましまして、いろいろと要素がございまして、まず第一は、年金法によりする年金給付自体の内容の改善といふことが一つ、さらにもう一つは法律の中で地方公共団体にそれぞれ義務づけをいたしておるわけでございますが、退職手当の内容を現在行なわれておりますものからさらに国家公務員退職手当法に準じた内容まで引き上げよう、こういう内容と、二つを包含をいたしてお

ます。これらを両方勘案をいたしまして、それぞれかけて参ります掛金との比較をとつて参りました場合には、私どもとしてはほとんどの場合においては、ごく特殊な地方公共団体について若干問題のある点があるかと思ひますが、全般的に申し上げますならば、掛金がふえたものに見合ふだけの給付が必ず将来還元されるということ、一般的に認めざるを得ないといふふうに考えております。

○伊藤(總)委員 この新制度に切りかえて参ります、地方公共団体の負担が相当ふえてくるのではないかと、先ほどの繰り返しになりますけれども、これが地方公共団体の財政を圧迫する心配はないと答弁しておりますが、町村恩給組合だけは積み立てを各県やつておりますから、そのまゝ切りかえることができようと思ひますが、そのほかの団体についてはあるものは積み立てがあるものであります。大体なかつたと思ひます。それで、これを何年間に追いついていくのか、こういうものに対して〇・一%の交付税でまかなうことができるかどうか、ここに先ほど私が質問したような疑いが十分出てくるのであります。これは他の事業費等を圧迫するおそれがある、こういうようなことが十分考えられるはずであります。これをどういふふうな指導をして処置をしてやろうとするのであります。この点が非常に大切なことであります。六団体のうち、町村団体だけで、よそは積立金がなく、特に県などはそのつど予算化してその年度において給付をいたしておる実態が所々方々にあるのであります。これはどういふふうなことに処置をいたしますか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○大上政府委員 前回もお答えいたしましたように、現段階では、地方団体の新規に生まれてくる負担金は、いわゆる地方交付税等によつてまかない得る、このように存じております。なお、さらに細部にわたつては、事務当局から十分説明いたさせます。

○松浦説明員 ただいま御指摘をいたさしましたように、積立金を持つていないものと積立金を持つていないものと、各種各様でございます。従ひまして、この法律の中にも書いてございまして、過去の部分に相当いたします追加費用等については、国がやつております措置に準じてそれぞれ措置をして参りたいと思ひます。また、積立金がない団体でも、過去にやめられまして年金条例によりする年金の受給者、こういう方々については今後とも従前の例によりまして地方公共団体が支払ふことになっております。新法施行後やめて参られる方々についてはのみ新共済組合が年金を支払つていくという建前になっておりますので、当分の間は別に追加費用がどうだこうだといふような問題は起こらないと思ひます。いづれにいたしましては、追加費用の問題につきましましては、できるだけ各団体にきちんとした格好で処理がきますようにそれぞれ政令で計画を設けて参りたいと思ひます。なお、それらの問題については当然地方団体としては負担がかつて参るわけでございます。これについては地方財政に御迷惑をかけないように十全の努力をして参りたいと思ひます。

○伊藤(總)委員 答弁は私は納得できないのです。これは切りかえたのだから負担をさせる、こういうことになつて、今までのものはその団体の予算でやるというわけですが、もし負担があつたならば差しつかえをさせないよるな指導をするといつておられますが、それは課長さんの答弁では私は満足できません。これは奥野局長が来なければ安心して聞けない。今の言葉のうちにあやふやなところがある。これは政務次官に聞いてもらつてとわからないのだ。奥野君が一番です。奥野君を請求します。奥野財政局長を呼んで下さい。これはそうなるであらうといふやうなことは、こういふふうな社会保障制度を確立するについては、あやふやであつて私は納得できません。これは財政局長を呼んで下さい、後刻でいいですか。

○大上政府委員 御質問もつともと思ひます。従ひまして、いわゆる財政上あるいはこれの立て方等につきましましては、財政局長から即刻手配して答弁いたさせます。

○伊藤(總)委員 第九点は、地方公共団体の共済組合であるために、国の共済組合と異なつて監督権を縮小しておることは好ましいこととありますが、組合の適正を期するためには、自治省は将来これで大丈夫といふ考えがありましようか、その点をお伺ひいたします。

○松浦説明員 ただいま御指摘の、自治省あるいは文部省等の各共済組合に対する監督権の問題でございますが、これは関係団体からの要望もあり、また地方自治体が関与する共済組合であるといふことも考え、さらには国庫負担金といふやうな直接の国からの措置もないといふ等の事情を十分考慮いたしまして、それぞれ規定をいたしまし

た。従つて、結果的には国家公務員共済組合法に掲げられております監督権よりは相当監督権がゆるめられておるわけでございます。具体的な問題としては、認可事項を報告事項に切りかえておるという性格好で、監督権をゆるめておるわけでございますが、ただいま御指摘のように非常に公的な性格の強い公法人でございます。これが運営が誤られるようなことがございしますと、大問題でございしますので、与えられた監督権の範囲内において、地方共済組合が誤った運営に陥ることのないように、十分指導して参るつもりでございます。また、それだけの自信を持っておりまして、御了承いただきたいと思います。

でどういふふうな経過をたどつてこういふような法文化をしたのかというのを御答弁願ひたい。

○松浦説明員 ただいま御指摘をいただきました点は、団体職員共済制度の問題であらうかと思つてございします。自治省当局といたしまして、これらの市町村等の事務を事実的に肩がわりをしてやつておられると認められておるような団体の職員、ただいま先生から御指摘のございました国民健康保険組合連合会、こういったようなもの職員については、公務員に準じた共済制度というものを作ることによつて、その身分の安定をはかることが望ましいというふうな私どもも考えておつたわけでございますけれども、一体どの程度までそういう職員と判断をするか、あるいは法律等に論拠を持つておるか持つておらないかというふうな事務的な点について、非常にたくさんのもので問題点がございします。それらの点につきましてもいろいろと政府内部で検討いたしましたが結論を得るに至らなかつたので、御提案を申し上げることができなかつたわけでございます。将来の問題といたしまして、私どももただいま御指摘をいただきました気持で、実現の方向でできるだけ検討を進めて参りたいというつもりでおりますので、御了承いただきたいと思います。

引くか不明であるということはおもひなすところがあるものであります。これは要望であります。ぜひ次の国会までにこの二つの案件を強力に進めて、そして立法化することを当局に要望いたしまして、私の質問は大蔵当局と財政局長の二つの点を保留して打ち切ります。

○園田委員長 山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 伊藤委員がお尋ねいたしました点は私もお尋ねしてみたいと思つていた点であります。自治省並びに大蔵省におきましても責任者の方にお見えでございまして、お尋ねをいたすのに非常に差しつかえるわけでありまして、基本的な最終的なお答えというものはあとに保留いたしました。主として事務的な面をそれではお尋ねしてみたいと思ひます。

まず第一は、今回従来の恩給制度であるいはその他の制度を廃止いたしました。共済組合一本によつて、もちろんこの共済組合は七つの種類に分かれていたわけでありまして、とにかく地方公務員共済組合法案という一つの法律によつてこの性格を規定をして、そして退職年金の制度を統一的に運用していき、こういうわけでございますが、従来の恩給というふうな制度と変わらしまして、今回の場合におきましては組合員も掛金をするし、また雇用いたしておるそれぞれの団体においても資金を出して、いわば保険のような形で運用するわけでございます。国、国の社会保険の一種としてのいわば社会保険といった性格に大きくこの性格が変わつて参ると思つてあります。

恩給制度からこの社会保険の制度には変わりましたけれども、これを実施する基本的な考え方というものは、あくまでも国の社会保険の一種としてこれを運用する、こういうふうな聞いておるわけでございます。そうなりますならば、当然今後この会計を運用していく場合に、たとえば赤字が出るというふうな事態が起こるでございまして、国の社会保障の一種として行なうのであるならば、当然最終的な責任は国が持つ、こういうものでなくてはならぬと私は思つております。この点政務次官にお尋ねをいたしますが、私のような考え方ですと了解してよろしゅうございしますか。

それと現在の制度に違いがございしますから、今度の新制度に移行いたしました場合の変化というものは千差万別でございします。であります。特に同じように影響が及ぼすのは、これは掛金が非常に、とにかくも上がつてくるというところは、これはもう今回の制度の適用になります。人たちが同一に影響のある問題であります。今回の法律を拝見いたしますと、財源の負担は各組合員が四十五の掛金を負担する。それからまた公共団体が五十五の負担をする。四十五、五十五という負担割合をもつてこの掛金をきめていく。その掛金は、おおむね千分の四十四というふうな財源の計算書によつて拝見をいたします。なるようであります。ところが、私はやはりここに問題の焦点があると思つてあります。かつて人事院が、昭和二十八年新退職年金制度について、国会並びに政府に対して勧告をいたしました。私もこの勧告については、今なお記憶をいたしておるのであります。この場合の財源の負担率は組合員が百分の二十五、そして国、公共団体が百分の七十五を負担する。これによつて、ちょうど給付については今回提案をせられましたものとほぼ同じような給付内容を持つて、いわゆる恩給というふうないわゆる天皇制度の古めかしい制度から、新しい公務員制度にふさわしいところの退職年金制度としてこれを実現すべきだ、こういう勧告をいたしたのであります。ところが、今回負担割合を、百分の四十五と百分の五十五という割合になくしてはならぬという根拠は一体何でございまいしょうか。この点を一つお聞かせをいただきたいと思います。

○伊藤(鶴)委員 地方公共団体、県並びに市町村に外郭団体がございします。ことに町村は電気ガス税の徴収事務を御承知のように代行してあります。県ごとに、ですから、町村の事務の一部をやつておる職員がたくさんいるはずであります。それでなくとも、これは公共団体の御用を足すのであります。同様な資格があるもので、これが今度の法律に身分の保障がない。それからもう一つは、国民健康保険の事務は市町村の窓口でやつておるのであります。机を並べておる。それが今度の対象にならなくて、一方は厚生年金に入つておる。保障されておる。これでは非常にまずいということをお自治省当局も認めざるを得ないと思ひます。これは大きな忘れものではないか。これは常識から考えると当然入れるべきものを、入れないという非常識的なことに對しては、非常な地方に不平がある。その点については、今日ま

先ほど質問した農業協同組合の職員、あの団体等は政府で一部負担して共済組合をやつておりますから、国民健康保険の職員は当然だと思ひます。それから町村の事務の一部をやつておる職員、これは各種団体の職員と同様な連絡事務をやつておるのでありますから、どの点でラインを

そこでお尋ねをいたしたいと思つてあります。とにかくも従来の

方、これは説明から説明させます。

○山口(鶴)委員 当面は地方公共団体が持つ、しかしその最終的な責任は国が持つ、こういう次官のお答えであります。具体的な点はまたあとでお伺ひいたします。

○松浦説明員 ただいま御指摘のよう  
に、昭和二十八年の人事院勧告では、  
職員負担は百分の二十五、それから  
団体側の負担が百分の七十五というこ  
とが適当だという勧告が出されてお  
りますが、この勧告の趣旨は、共済制度  
というものを前提に置いていたものでは  
ありません。恩給制度をどういふふう  
に改めたらどうかという勧告の内容で  
あったと私は承知をいたしておりま  
す。従いまして共済制度に踏み切る際  
には、必ずしもこの勧告との関係を直  
接考慮する必要はないじゃないかと  
いうことを考えると同時に、国家公務員  
共済法は公共企業体の共済等との  
関連を考慮いたしまして、百分の四十  
五、百分の五十五という負担割合に  
いたしたわけでございます。

○山口(鶴)委員 しかし人事院勧告は  
今なお生きているでしょう。本日、人  
事院の方が見えなくなりましたので、  
あとで呼んでいただきたいと思うので  
すけれども、これは政府並びに国会に  
対して人事院が勧告をして、その後この  
勧告を取り下げたということはないで  
すからね。今なお勧告は生きているわ  
けです。国家公務員法によれば、人事  
院の勧告については政府、国会ともこ  
れを守って実現をすべき義務を負って  
いるわけでございますが、そういう建  
前から大上次官にお尋ねをいたします  
が、人事院勧告は今もって生きてお  
る。それは何も共済制度にしろと言っ  
ているわけではございません。それは古  
めかしい恩給制度から新しい公務員制  
度にあわせた退職年金の制度を打ち  
立てて、こういう趣旨で勧告をしたこ  
とは私もよく承知をいたしております  
が、その勧告は今までも生きておる。  
それに対しては政府はこの実現に努力

をする責任がございます。国家公務員  
あるいは三公社五現業が現在保険制度  
をいいますか、共済制度を実施してお  
ることは承知をいたしております。こ  
れが勧告の趣旨に反しておることも事  
実であります。事実であるけれども、事  
実としてその人事院がかつて勧告をした  
精神というものは今でも生きておるわ  
けでありますから、当然そういう関係  
において政府としてはどういふ判断を  
せられたのか、この点一つ次官からお  
聞かせをいただきたいと思ひます。

○大上政府委員 お説の通り昭和二十  
八年の人事院勧告に恩給法の勧告があ  
りました。なおそれにもそいふ勧  
告があったわけではございません。も  
ちろん影響はありましたが、ただいま  
松浦課長から御説明したように、今次  
の問題は恩給法でなくして、いわゆる  
共済年金制度へ踏み切った。従いまし  
て勧告の趣旨はありますが、他面国家  
公務員に対する共済年金制度は充足い  
たしております。そのような建前か  
ら、勧告に対するところの趣旨はよく  
了承いたしますが、法案の進め方、あ  
るいはその立て方といたしましては、  
政府は踏み切つていわゆる現在の国家  
公務員の共済年金制度を実施してあり  
ます。こういう解釈をしております。

○山口(鶴)委員 人事院が勧告いたし  
ました内容は退職年金制度であり、今  
度のはいわゆる共済年金方式によるも  
のだ、しかし給付はよく似ております  
ね。これは公務員課長さんよく御存じ  
の通りであります。給付は確かに人事  
院勧告のまねをいたしております。と  
ころが実際にはどうかという、いわ  
ゆる社会保険の制度だ、共済組合方式  
なんだ。だから掛金がこうなんだと  
いつて給付の方はやや人事院勧告に似

たような形で一般の人たちを惑わすの  
であります。人事院勧告とは全く似  
ても似つかない、片や百分の二十五に  
対して片や百分の四十五という膨大な  
掛金をかぶせてくる。ここに私は今回  
の共済組合法案の全く羊頭を掲げて狗  
肉を売るという感じが、そういういた全  
くインテリゲンチヤがあるというふう  
に言わざるを得ないと思ふのでありま  
す。この百分の四十五のよつてきまし  
たいいわゆる保険数理の問題につきま  
しては、あとで御尋ねしたいと思ひま  
す。私がいろいろ見ましたところでは、  
はい、いかにもいろいろな脱退残存数や  
あるいは給料指数やその他死亡率やあ  
るいはいろいろなものを使ひまして、言  
うならば多元一次方程式を使ひまし  
て、きわめて簡単な「フックター  
」が多いものであります。計算の方式は  
ややこしいものでありますけれども、  
内容は一次方程式でありまして、そ  
うむずかしいものではないようであり  
ますが、とにかくいろいろな計算をい  
たしまして、百分の四十五、百分の五  
十五の負担割合をもつてするならば、  
組合員の掛金は千分の四十四になると  
いう計算をいたしておるようござい  
ますが、この点はとにかく私どもとし  
ましては、この信憑性が十分あるとい  
うふうには受け取れないわけござい  
ます。この点はあとで議論をいたした  
いと思ひます。

そこで、先ほど伊藤委員もお尋ねを  
いたした点であります。百分の四十  
五、百分の五十五という負担割合の点  
でございまして、当初は自治省として  
は組合員が百分の四十五、地方公共団  
体が百分の四十五、残る百分の十は、  
いわゆる給付金の一〇％に当たるもの  
はこれは国の負担によるのだ、いわば

たよりな形で一般の人たちを惑わすの  
であります。人事院勧告とは全く似  
ても似つかない、片や百分の二十五に  
対して片や百分の四十五という膨大な  
掛金をかぶせてくる。ここに私は今回  
の共済組合法案の全く羊頭を掲げて狗  
肉を売るという感じが、そういういた全  
くインテリゲンチヤがあるというふう  
に言わざるを得ないと思ふのでありま  
す。この百分の四十五のよつてきまし  
たいいわゆる保険数理の問題につきま  
しては、あとで御尋ねしたいと思ひま  
す。私がいろいろ見ましたところでは、  
はい、いかにもいろいろな脱退残存数や  
あるいは給料指数やその他死亡率やあ  
るいはいろいろなものを使ひまして、言  
うならば多元一次方程式を使ひまし  
て、きわめて簡単な「フックター  
」が多いものであります。計算の方式は  
ややこしいものでありますけれども、  
内容は一次方程式でありまして、そ  
うむずかしいものではないようであり  
ますが、とにかくいろいろな計算をい  
たしまして、百分の四十五、百分の五  
十五の負担割合をもつてするならば、  
組合員の掛金は千分の四十四になると  
いう計算をいたしておるようござい  
ますが、この点はとにかく私どもとし  
ましては、この信憑性が十分あるとい  
うふうには受け取れないわけござい  
ます。この点はあとで議論をいたした  
いと思ひます。

国庫負担によつてこれを処置する、し  
かも事務費については一〇％国の負  
担にすべきである、それは当然だと思  
うのです。国家公務員はそうでありま  
すし、また民間の厚生年金にいたし  
ましても給付の一五％が国の負担に  
なっております。船員保険に至つては  
給付の二〇％が国の負担になってお  
る。国の社会保障の一環としてこれを  
行ない、当面は地方公共団体が責任を  
負うけれども、いみじくも政務次官が  
言われたように、国がその責任を最終  
的には負うといういわゆる国の社会保  
障の一環として行なう建前であるとい  
たしますならば、当然給付金の一〇％  
も少なきに失する、国家公務員並みと  
いうことを言へばそういうことになる  
かもしれないが、とにかくにも  
一〇％なら一〇％が少なくない。多いと  
いうことはないので、少ないとい  
う議論はございまして、少ないとい  
うかにも一〇％は負担をし、事務費も  
全額国が負担をする、合計七十五億  
の経費は自治省が当初予定したよ  
うに、当然持つべきである、これは私  
は筋だと思ふのです。先ほど政務次官  
は伊藤委員に対していろいろお答えを  
いたしたのであります。当面の責任  
は地方公共団体が負い、最終的には国  
がその責任を負うという政務次官のお  
考えからすれば、今回の交付税の一  
一、十五億でございまして、今この  
ことについては、自治省としては大蔵省  
の非常に思いやりのないやり方につ  
いては全く遺憾に思つておる、こうい  
ふに私は考えるのであります。次  
官どうですか。

○大上政府委員 ただいまの問題です  
が、大蔵省側から地方公共団体のすな  
わち租税の公権があるとか、あるいは

地方交付金云々というものの見方があ  
ると思ひますが、ただ私たちの当面と  
いいますか、関係省といたしまして  
は、いわゆる政府内部としては最終的  
には意見の一致を見ましたが、その過  
程におきましては、この財政的な面  
においては将来なおさら大蔵省と折衝  
をしていきたいという決意を持つてお  
ります。

○山口(鶴)委員 自治省としては不  
満だが、政府としては意見が一致した  
というお話であります。といへば一  
方的に大蔵省に押し切られたというこ  
とになるではないですか、それは。自  
治省としてどうなんですか、そういう  
言い方は、次官のような言い方もある  
かもしれないが、内容的には自治省  
としては要求したのだが、全く大蔵省  
に押し切られてどういふ形になつた  
んだ、それが政府の見解として一致し  
たら、全く残念でございますというこ  
とだろうと私は思ふのであります。

そこで事務当局にお尋ねしますが、  
その給付率一〇％持つとすれば幾ら要  
るのか、事務費全額一〇％国の負担  
とすれば幾ら国が補助を出さなければ  
ならぬのか。この計数は幾らですか。  
○松浦説明員 一割の給付費に対する  
国庫負担は、予算要求をいたしました  
ときの数字でございまして、五十七億  
円でございます。事務費として要求を  
いたしましたのは十八億四千万ござい  
ます。合計七十五億でございます。

○山口(鶴)委員 給付金の五十七億、  
当然これの内訳があると思ふ。地方職  
員共済組合、交付団体、不交付団体、  
もちろん全部含めての話であります  
が、地方職員として幾ら、公立学校と  
して幾ら、警察として幾ら、それから

都市共済、市町村共済、都共済、それ  
それ分けて幾らですか。

○松浦説明員 予算要求の資料をちよつと本日持ち合わせておりませんので、次会に御答弁申し上げることをお許し願いたいと思います。

○山口(鶴)委員 それではあとで出して下さい。給付金と事務費の両方の内訳についてお願いいたします。

そうすると七十五億要求したわけですね。要求したからにはそれだけ要すると思う。ところが交付税の〇・一％といえは、先ほど伊藤委員も言われましたが、これは十五億にしかなりませんね。しかも交付税の交付団体にはもちろん行きますけれども、不交付団体には全く行かない。こういう形になります。そうしますと簡単な算術計算をいたしましたも、六十億から地方財政に圧迫を与えたという格好になるのではないですか、今回の制度によって。この六十億を一体自治省はどうするつもりですか。

○松浦説明員 ただいま御指摘のよう  
な考え方も一つの考え方であると思  
います。私どもいたしましたは、三十  
六年度に比べて三十七年度に相当地方  
税が伸びる、さらに交付税の自然増が  
相当にございますが、御承知の財政計  
画の中においても行政水準の引き上  
げ、さらには負担金の解消、こういう  
ような経費をあげましたほかに、今お  
述べになられましたような計数につい  
ては、全部必要な額については計算を  
いたしまして、財政計画の中にすでに  
計上をいたしております。その財政計  
画を基礎にいたしまして、それぞれ交  
付税の単位費用を算定いたしました。  
基準財政需要額に算入をされて、地方  
団体にそれぞれ財政措置がされて参り

ますので、それによって運営はできるというふうに考えておるわけではないです。

○山口(鶴)委員　そういう御答弁は私は非常にどうかと思うのです。一つの考え方だ――あなたの方で七十五億要求したじやありませんか。要求しておいて今になって聞かれたら、それは一つの考え方だ、何ですか、それは。しかも話を聞いておきますと、地方税の自然増収があって何とかかんとかなるだろう、そういうきわめて不見識な御答弁は聞きたくないと思うのです。まあここで言つたつて仕方がありませんから、多くは言いませんけれども、たとえば学校の建築の補助単価は三万二千五百円、伊藤さんも前に言われたのですが、坪四万円なければ絶対に学校の建築はできぬ、その分、地方財政にしろ寄せされるじやないか、こう言えば、それは地方税の自然増収があるから何とかなるでしよ、何でもかんでも地方税の自然増々々と言つたら幾ら自然増があつたつて足らないじやありませんか。そういう無責任な言い方は、大蔵省が言うののならないです。しかし自治省としては、そういう無責任な言い方は私はしてもいいたくない。この点は伊藤さんも財政局長を呼ばれておるようでございますから、財政局長なり自治大臣が参りましてからあらためてお伺いすることにして、保留をしておきたいと思ひます。

大蔵省にお尋ねしたいのですが、宮田主計監査官が高柳主計官がどちらが主管か知りませんが、とにかく七十五億必要だといふものを交付税の〇・一％、十五億でいいといふふうに大蔵省は押し切られたわけですね。大蔵省としてはめちゃくちゃに十五億という

ふりにしたわけじゃないだろう。そうであれば非常識措置だと思いのです。大蔵省としては切ったからには十五億で済むという何か根拠があると思う。その根拠を示していただきたい。

○高柳説明員 先ほども御答弁いたしましたように、自治省から要求がありました第一割国庫負担と事務費全額負担の要求額に見合せて、その国庫負担を認めないかわりに、交付税率を○・一引き上げることに同意したというふうには私たちは考えておりません。地方財政の負担能力、歳入歳出と見合いますして、地方財政計画というものを私たちが予算折衝の過程におきまして、自治

省と協議いたしましたして、大蔵省といたしましては、一割国庫負担は先迄と申し上げたような理由で認めたいが、地方の負担になるその財源措置について、その他の所要財源と合わせて検討して、その結果行政水準の向上等も考えながら、交付税率の〇・一％、それから特別地方交付金というものはこれは臨時的な性質のものでございまして、いつかは廃止されるもので、当分

の問存続されるもののございますから、それを恒久化するということをあわせ考えまして、きめたわけがございます。従いまして、共済年金制度の一割国庫負担と交付税率の〇・一％引き上げとが同一の財源措置だとは考えておりません。

○山口（鶴委員） さっきはあなたは伊

藤さんの質問に対してそう言つたじゃないですか。

自治省に聞きますが、次官、大蔵省の言つたようなことなんでしょうか、〇・一％、十五億円については。

○大上政府委員 われわれの方といたしましては、この〇・一を恒久化す

るといふ面で、いわゆる定時に定量の——ただいま説明員も申しましたが、地方の自然増収があるとか、あるいは不確定なものの推定に基づく地方財政計画よりも、確定したものを、し

かもこれを臨時であつたものを恒久化せしめていく、この財源は基礎的にはつきり毎年次に出し得るといふ考え方と、それからもう一つは、いわゆる地方財政の不足する分については、交付税の税率を引き上げていく、これでまかなっていくならば、当面としてはさして支障ない、このような考え方のもとに御審議を願つておるよりな次第でございます。

○山口(鶴委員) 結局さつきも言われたのですが、地方行政委員会あるいは予算委員会の分科会等を通じて、自治省が七十五億要求したのだが、いろいろな経緯で結局は〇・一％、十五億でごまかされた、残念だということと言ってきたじゃないですか。それで大蔵省が今度地方財政計画全般を見て云々と言うと、またそれに合わせたよ

です。自治省が七十五億要求したのだから、十五億でこまかされた、六十億とにかく地方財政に負担をかけてきわめて遺憾だということをはっきり言わなければだめじゃないですか。大蔵省がいないときには言って、いるときには言わないという、それは国会を侮辱するものですよ。はっきり言いなさい。

○大上政府委員 再三のお尋ねでございますが、私たちの行政府が、そのときどきに応じた臨機応変の答弁をしておるのでは決まてございません。その答弁の中には、経過的な措置を主観的に織り込んだ場合もありましようし、あるいは計数的に基づいて、政府全体

としての代表の答弁、意見等もござい  
ますので、決して国会を侮辱する  
と、そういう建前は毛頭ございませ  
んことを、特に御了解願います。

さて次に、予算の分科会等におきま

して、本問題を、われわれが七十五億  
円完全に大蔵省にしてやられたとい  
うような御質問でございますが、経過に  
おきましては、そういう点は認めませ  
うが、従つて、ただいま前段で御説明申  
し上げました通り、われわれとして  
は○・一の問題とか、あるいは地方交  
付税率の引き上げ等によつて、この分  
なら政府全体としての地方公務員共済  
年金制度の運営には当面差しつかえな  
いといふので踏み切つたのでございま  
す。

○山口(鶴)委員 それは経過でそう認めたのがほんとうなんですよ。あとになつて言われるからいろいろなことを言うが、それはだめです。まあ、大上さんのようなりっぱな方を、これ以上どうこう言つてもしょうがありませんから、財政局長が来られましてからまた

それでは保留にばかりなりますが、その次は伊藤さんの言われました追加費用の問題、たとえば現在二十年なら二十年勤務した方がある。その方が今度は新法に移行いたします。そうして十年なら十年、新法に移行してからお勤めになって、それから退職せられ

る。そうした場合にその方が恩給法の適用の人だったとかりにいたしますと、恩給法の計算によって最初の二十年は計算するわけですね。従つて百五十分の五十に三年経過をいたしておりますから、そうすると百五十分の五十プラス百五十分の三、それからその

後十年お勤めになったという場合であれば、今度は新法の場合は、それはもちろん基礎俸給が恩給法の場合は恩給法による最終俸給であり、その後は、十年の百分の一・五かける給料は、三カ年間のいわゆる平均給料だ、そういう点は違いますが、そういう形で最終的には共済組合が年金を支給するという格好になりますね。五十五でその人がやめたという場合にはまるまるもらえらる。そうした場合には結局組合としては今までかけたのが、その方が新法によつてかけたのは当然組合が持つけれども、今までのいわゆる恩給についてのもものは、これは当然その間別に共済組合に掛金をしたわけではないし、これは恩給法の場合であれば、いわば百分の二のいわゆる国庫納金をしてきたわけでありましたから、その分の責任は国が背負うという格好になるわけでしょう。その金は当然追加費用として国が共済組合に対して全額補てんをしなければいかぬ、こういふ建前になると思うのですが、そういう形で完全に国はこの追加費用を見るのですか。

○松浦説明員 ただいま御指摘のように旧恩給法、あるいは都道府県でございまして場合には都道府県の年金条例の適用を受けておつた期間については、御指摘のように共済組合には積立金がございますので、何らかの格好でこれを補てんしなければ共済組合の運営がでないことになるわけでございます。従いまして、過去の部分に対しては積立金相当額、これを追加費用と称しておりますが、これはこの法律では国または地方公共団体が負担するといふふうに規定をいたしてございす。具体的に申し上げますならば、この共済組合に加入をいたしまする国

家公務員につきましては、それぞれ国が責任を持ちます。また地方の公務員につきましては、地方公共団体が責任を持つという法律の建前になっております。しかしこの問題につきましては、先ほど政務次官から御答弁もございしたように、地方公共団体が責任を持つというところに法律の規定はなつておりまして、膨大な額に上ります。これらの問題については、十分財政措置をいたしまして地方団体に迷惑をかけないという建前で、最終的には国が責任を持つという答弁を政務次官がなされたものといふふうに考えております。

○山口(鶴)委員 その点を明確にしなければだめなんです。今のような御答弁、それから次官の御答弁ではそれはだめです。

(委員長退席、高田(富興)委員長代理着席)

あれですか、国家公務員であつた者については、共済組合に移行する方については国が責任を持つ、その分は完全に国が見る、こういうふうに了解をしていいのですか。それから次に、地方公務員の中には国庫納金をやつていいる人がいます。たとえば義務教育の学校の先生方、昭和二十四年の地公法制定以前に学校に奉職になつた方はこれは恩給法の適用でありますから、国庫納金をしたわけですね。この分については国がまるまる見る、こういうふうに見ていいのですか。地公法制定以後の方は、これは恩給法のいわば退職年金条例で、これは恩給金の方ですね。それは地方公共団体が持つ、こういうことになるのですか。その辺の内訳を一つ明確にしてもらいたいと思ふのです。

○松浦説明員 法律施行の際に、国家公務員でございす者については、法律の規定によつて全額国が支出をいたします。これは負担でございす。そのほかの公務員につきましては、ただいま山口先生から御指摘ございましたように、恩給法の準用を受けておつて、納金を累に納めておつた者、あるいは国に納めておつた者、多種多様でございす。しかし恩給制度は御承知のようにその年度に負担金としてかけられまして金額を財源といたしまして、すでにやめられた方への恩給給付の財源として費消してしまつておるものでございすから、全然積立金という格好で残つておるものはないわけでございます。そこで建前といたしまして、国家公務員以外に地方公共団体が負担をするといふことにいたしてあります。従来から義務教育職員につきましては、従来からの国庫負担等との関係もございすので、地方公共団体が持つことを建前にいたしながら、それに持つこととなりまして金額の二分の一、これは義務教育国庫負担法の規定をこの附則で改めおるわけでございますが、それによりまして国が負担をするといふことになっております。

○山口(鶴)委員 そこを、各職員の身分によつてどれを国が負担をする、どれを地方公共団体が負担をする、その一覧表をびしとしてみたいと思ふのです。そういうものがきつちつときまつておるのですか。

○松浦説明員 これは明確になつております。法律施行の際に国家公務員たる身分を有しておつた者については、全部国が措置をいたします。責任を持ちます。それから地方公務員であります者については、建前上は、先ほど申

し上げましたような意味で地方公共団体が負担するといふことでございす。

○山口(鶴)委員 一つ一覧表にできましてあとで示しをいただきたいと思ふ。その一覧表を見ましてからさらに議論をいたしたいと思ふのですが、本日のところはいいえ、今までお話しのようにいわゆる恩給の制度、それから従来の退職年金制度が保険制度ではなくて、いわゆる積立金というものが無いものもあるし、それからたとえば雇用人のごとく共済組合の長期給付でやつておつたように、積立金を持つておるものもあるし、持つていないものもある。それは制度上そうだと云えばそれはそうかもしれませんが、しかし、組合員の側から見れば、恩給納金に立ててきた二を長年にわたつて積み立ててきたといふ現実、これは私は動かしたいと思ふ。そうすると、大体新法に移行する際に地方公務員がそれぞれ何年勤続したか、何年積んだかといふことによつて違ひますし、また掛金によつていろいろ違ひしておりますが、それぞれの職別にいたしまして、年数が、これはその職員を平均いたしまして一人幾らくのいふ積立金があつたはずだといふ計算は、当然私は自治省としてはされておると思ふ。その計算は一体幾らくになりますか。一つ計数をお出しいただきたいと思ふ。

○松浦説明員 ただいまのは追加費用としてどの程度のものを計算しておるかといふお尋ねであらうかと思ひます。追加費用は、先生おそろく御承知のことだと思ひますが、これは相当の期間をかけませんと、前歴の調査を一人一人についてやりますので、正確な

ものは私どもとしても現在持ち合わせしておりません。おおよその推定と申しますか、抽出調査等をもとにしました推定でありますので、その点あらかじめお含み置きたいと思ひます。地方職員、すなわち都道府県の職員でございしますが、これは大体一人平均四十一万円、総額が四千四百億、公立学校につきましては一人平均五十四万二千円、総額にいたしまして四千二百億、それから警察は一人平均が大体四十七万二千円、総額が五百八十億、それから都、市町村でございすが、これは一人当たり平均が三十七万二千円、総計が二千六百六十億、全体を合計いたしますと一人平均が大体四十五万二千円見当でございす。総額が八千三百二十億円といふふうに推定をいたしてあります。

○山口(鶴)委員 とにかく今言つたように一人当たり四十五万二千円、それから約二百万人近くおられますが、合計をいたしまして八千三百二十億、これだけの膨大な経費がもし幾んどおつたといふことになります。これはあるべきもので、制度上は幾んどいふかと言へばそれはそうかもしれませんが、とにかくこの中に幾んどおるものもある。制度上幾んどなくとも、少なくともこれだけの金があつたといふこととすれば、当然今度の会計が発足する際にこれをやはり繰り入れるといふのが私は本筋だと思ふ。かりに繰り入れなくとも、たとえばこの運用利率五五分五厘をもつて計算した金額くらいは毎年繰り入れる。それについては国の責任のあるものは国が繰り入れるし、国が地方自治団体の関係で繰り入れるといふものについては、当然自治省のお

好きないわゆる地方財政計画でその基準財政需要額を見る。こういふふうに当然すべきであると思ひますので、これども、この点はどうかと思ひます。

○松浦説明員 この金が積み立て、現実に法律施行の際に払い込まれて、運用して行くことが好ましいという事については、私も制度の建前上異論のないところでございます。ただ何分にも金額が非常に多い。現在の地方財政の状況、さらには国家財政の状況から、これだけのものを一度に処理することはとうてい不可能でございまして、できるだけ早い機会にこれを埋めていくように逐次努力をして参りたいと思ひます。

国家公務員共済組合の場合におきましても、金額は明確には承知いたしておりましたが、やはり数千億に上る追加費があるはずでございまして、財政等との関連から、初年度は繰り入れなし、次年度十億、三年度十五億、本年度が四年度でございまして二十億という工合に追加費用の繰り入れを行なっております。これらの問題とにらみ合せて、先ほど御指摘がございましたように財政計画の中へも追加費用を計上しながら、地方財政に直接迷惑がつかないよう格好で逐次このものを埋めていくように努力をして参りたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 だめですよ、そんな消極的な考えでは。とにかく八千億からの金があるわけですから、年に五分五厘で計算したら一体幾らですか、四百五十億くらいになるでしょう。国家公務員が同じく数千億あった。たとえ五百億あったとすれば年間とにかく二百億から繰り入れていくべきではないですか。

いいですか。それなのに、今お話を聞けば、第一年度繰り入れなし、第二年度がわずか十億、一年利率で計算したらこの率は幾らに当たりますか。その次が十五億、本年度になって二十億。大蔵省にお尋ねをいたします。それども、国家公務員の追加費用、その金額、それを運用利率五分五厘で計算して、年々幾らその利子を繰り入れたらばいいという勘定になりますか。

○宮田説明員 国家公務員共済組合の例でございまして、先生御承知のように、今、国家公務員共済組合におきましては、前歴調査につきまして全力をあげてやっておりますのでございまして、従いまして、その追加費用の額につきましては、その前歴調査が完了した際におきましては正確な数字が出るのでございまして、前歴調査が現在におきまして全部完了しておりません。本年度中には大体完了する見込みでございまして、それをもちまして、正確な数字につきまして追加費用につきましては計算をいたしたいと思ひております。

○山口(鶴)委員 今ごろ前歴調査をもたもたやっていると、それがそもそものどろろかと思ひますが、前歴調査が今年じゅうかどろろかわからぬが終了する。そうすると当然追加費用の総額が明らかになります。そうした場合、その運用利率五分五厘で繰り入れるという建前なのですか。その辺だけはっきりして下さい。

○宮田説明員 前歴報告の結果を待ちまして正確な追加費用が確定するのでございまして、先生御承知のように、追加費用の負担方法につきましてはいろいろの負担方法があるのでございまして、賦課方式あるいは利息相当分を負担する方法とか、それ他たくさんの方

法があるのでございまして、そのいずれによりましてかは今後十分に慎重に検討してきめたいと思ひております。

○山口(鶴)委員 追加費用についても確たる考えが全然ないじゃないですか。そんなことで一体どうするのですか。自治省は、今のようなお話を聞いて、今度地方公務員の共済制度の場合でも追加費用は一体どうなるという事とは、全く見当がつかぬじゃないですか。とすれば国家公務員二年目になつて十億繰り込んだから地方公務員も、人数が少し多いだろうから、二年目になつたら十五億くらい繰り入れがあるかないか、こんなことになるじゃないですか。そんなことでいいのですか。

かりに年利率五分五厘で計算をして、四百五十億に余るお金を毎年国庫なり地方財政計画による地方団体の費用等から繰り入れていけば、組合員の掛金は、全体の公共団体が持つ、それから組合員が持つ両方の百分の四十五、百分の五十五を合算したいわけの財源率というものは、ずいぶん計算上落ちてくると思ひます。四百五十億毎年入ると十億くらい入るとどうですか、会計ずいぶん違ひでしょう。

○松浦説明員 追加費用は過去の在籍期間を保持している者についての問題でございまして、財源率とは直接に關係がございせんので、これを振り込むか振り込まないかによって組合員の掛金がかかる下がるという問題はございせん。

○山口(鶴)委員 計算の建前上はそうかもしれませんが、しかし国公の方をお尋ねいたしますけれども、今までの国公の方の連合会の会計の模様を聞いてみました。当初予定したものとほぼと

んとんだそうです。ただ支出は少し多いようです。しかしその運用利率が六分五厘で回つていまして、だから収入がふえたら支出も若干ふえて、おむね当初予期した程度の模様で回つていまして、このことを言われまして、追加費用は別だと言われまして、建前は、財源率の計算から言へばそれは別かも知れませんが、しかし共済組合の会計という事を考えれば、とにかく共済組合で、前歴を持った人も持たぬ人も持たぬ人はすぐ支払いという事はないのでしよう。それは一時年金があるかも知れませんが、前歴を持った人がほとんどでしよう。これからやめる人はその人の年金を組合で払っていくわけですから、そうした場合にその払うところは同じなんです、払うところは何でも払っていくかという、当然今までの集まった掛金と、それから追加費用として国からもらった金と、両方足したものが組合の会計です。そこから払っていくわけですから、当然財源率の計算からいへば、財源率はそういうものは考慮しないで計算するから別だという事になるかも知れませんが、その点は了解いたしますが、しかし共済組合の会計という事を考えていけば、この追加費用が年々十五億とか十億とか、そういう微々たるものが来るのと、それから運用利率五分五厘で計算したら四百五十億から四百五十億といふものが毎年入ってくるのと、将来の共済組合の会計の二十年、三十年を見通した青写真からいけばずいぶん違ひがあるという事だけはわかりでしよう。

○松浦説明員 現実には追加費用が、法施行と同時に払い込まれるか払い込まれないかによつては、将来の共済組合

の経理内容自体に大きな変化があることはその通りであらうと思ひます。

○川村(總)委員 ちよつと関連して一つお聞きしたいと思ひます。

今、山口委員のお話を聞いておりまして、ぜひ聞かせておいていただきたいのですが、組合員が他の組合員の資格をとった場合には、もとの組合はその者にかかわる責任準備金に相当する金額を当該他の組合に移管をする、こういうことになってくるのですか。そうしますと、先ほどのお話で、いわゆる積立金等が全然ないところ、に所属しておつた職員がよそに移つていく、そういう場合に一体どういふ操作をされるのか、すべきであるのか、またその団体のこと、数は一、二は少ないかも知れないけれども、こうむるところの財政負担というのはいくらなるのか、その辺のところはどうかと思ひます。

○松浦説明員 追加費用につきましては、先ほど申し上げましたように膨大な額に上りますと、法施行と同時にこれだけの追加費用を共済組合に国、地方公共団体が払い込むという事はできないわけではございません。従つて、法施行からしばらくの間というものは積立金は完全な格好では持つておられないわけではございません。追加費用といふものは、個人の前歴調査をいたしまして、総額が出て参ります。責任準備金との比率で、その個人に関する責任準備金にその率を乗じましたものを、その個人が背負つて次の団体に移つて参る、こういう格好を考えておるわけではございません。

○松浦説明員 現実には追加費用が、法施行と同時に払い込まれるか払い込まれないかによつては、将来の共済組合

の経理内容自体に大きな変化があることはその通りであらうと思ひます。

○川村(總)委員 ちよつと関連して一つお聞きしたいと思ひます。

今、山口委員のお話を聞いておりまして、ぜひ聞かせておいていただきたいのですが、組合員が他の組合員の資格をとった場合には、もとの組合はその者にかかわる責任準備金に相当する金額を当該他の組合に移管をする、こういうことになってくるのですか。そうしますと、先ほどのお話で、いわゆる積立金等が全然ないところ、に所属しておつた職員がよそに移つていく、そういう場合に一体どういふ操作をされるのか、すべきであるのか、またその団体のこと、数は一、二は少ないかも知れないけれども、こうむるところの財政負担というのはいくらなるのか、その辺のところはどうかと思ひます。

○松浦説明員 追加費用につきましては、先ほど申し上げましたように膨大な額に上りますと、法施行と同時にこれだけの追加費用を共済組合に国、地方公共団体が払い込むという事はできないわけではございません。従つて、法施行からしばらくの間というものは積立金は完全な格好では持つておられないわけではございません。追加費用といふものは、個人の前歴調査をいたしまして、総額が出て参ります。責任準備金との比率で、その個人に関する責任準備金にその率を乗じましたものを、その個人が背負つて次の団体に移つて参る、こういう格好を考えておるわけではございません。

○松浦説明員 現実には追加費用が、法施行と同時に払い込まれるか払い込まれないかによつては、将来の共済組合

○川村(總)委員　そうしますと、これは大へん素朴な質問なんです、それが、その現金を持って移るというわけではないということですか。

○松浦説明員　たとえばAという団体で責任準備金が百億である、そして現在に積立金を持っていくのが五十億であるというしますと、準備金に対する率は五割というになります。すると、甲という人に関する責任準備金が五十万円であつて、その者がBという団体に移る場合には、二十五万円をAという団体からBという団体に移管をするわけになります。

○川村(總)委員　そういう責任準備金がある団体ならば、その操作はできますね。ところが先ほどのお話では、そういうものがない団体も現在生じておる。そうなりますと、持っていけないということになります。持てないか。そうなりますと、当然何かの形において余分の負担をかけて、この団体に犠牲をしいるといふ結果になるだろうと思ふのですが、どうですか。

○松浦説明員　厳密に申し上げますならば、全然積立金を持っておらないところの団体において、法施行後すぐにどなたが他の団体に移るといふ場合には積立金はないわけではございまして、これは法律上は積立金は移管をいたしません。持っていけないでいいわけではございまして、ゼロの積立金を移管するといふふうに法律上はなりません。なぜかという考え方をとつておるかと思ふと、団体ごとの行き来はいろいろあるわけではございまして。都道府県から市に参る方もあり、市から都道府県に参る方もある。そういう者については相互に大体バー、バーだといふ考え方で相互移管主義という考え方を

とつておりますので、そこに大きな差がないように運営していくことは運営上望ましいことではございますが、若干の違いがあることは法律上あらかじめ予期をいたしておるわけではございまして。

○川村(總)委員　実際はこれはもう心配をするような事態が起こらないかと思ふ。しかし理論論から言つたら、こういう点を考えておかなければならぬというのが当然ではございせんか。しかもゼロの段階であると言つても、個人々々に言わせればちゃんと納付しておることですから、なければならぬ。それがなくなつていくのは、それを考えておくというところは当然で、これは理屈の上で当然じゃないかと私は思ふのです。それらが処置されていらないということになると、結局あなたの方の考え方は、まあどうにかなるだろう、なしくずしにやつておけばさううちにはうまく軌道に乗るだろうといふような考え方が出てきて、この問題が発足されていくのじゃないか。だから大蔵省あたりの主張されるような考え方がまかり通つていくという結果になるだろうといふことを心配するのですが、もう一度お答え願ひたい。

○松浦説明員　ただいま御指摘のように積み立てのあるなしによつて若干差が出てくることは否定できない事実ではございまして。しかし前に組合員が掛金をかけておつたからといって、掛金をかけていた期間に相当する給付をどうこうしてしまふというわけではございせん。移りました団体において全責任をもつて支払うわけではございせん。ただ共済組合の経理という面からは、共済組合のほうに

んとするに若干のこぼれが、制度的には、計数的には出て参るかもしれないけれども、これは制度の問題として、相互移管主義というところで解決をしていくということが一番いいと考えておるわけではございまして、組合員に損失をかけるという点は毛頭ございせんので、御了承いただきたいと思ひます。

○山口(總)委員　先ほどの追加費用の問題ですけれども、組合のこの会計には追加費用をどうするかというところで大きな影響がある。財源率の計算にはそれは響いてこないという公務員課長のお答えでありましたね。そういうふうにお答えの計算がなつておれば、私はそれで一応そういうことだけは言ひ得ると思ふのですが、あとでまた財源率の計算は触れたいと思ひます。

追加費用の問題が出ましたからそれだけ触れておきますが、この財源率計算でいきまして退職年金の計算を今拝見をいたしました。どうもこれは印刷が非常に悪いので、掘込さんに来てもらつて説明を聞いたからやや——この誤つた、ということもないですが、ミス・プリントというよりなことに、ならぬと考へるのですが、この記号の書き方ですね、ずさんだと思ひませんか。どうですか。それだけ聞いておきましよう。

○松浦説明員　やや不鮮明な部分が多いことをおわびをいたします。

○山口(總)委員　きつと鮮明にしたものをあらためて出せますか。

○松浦説明員　御要求がございましては御提出申し上げます。

○山口(總)委員　では委員長、これではだめなんです。

〔高田(富奥)委員長代理退席、委員長着席〕

私もきのう大蔵省の主計局の資料をもらひまして、それでやや計算式等が明らかになつたのですけれども、これは全くだめです。それで委員長、今かわつたところですが、これでは数字の書き方が小学校の生徒に書かしたやうなもので非常に下手なんです。ですから私も私どもにわかる、きつとした数式を出してもらひたい。要求があれば出します、こういうのですが、これは一つ委員長の方で手配して下さい。

そこでまずお尋ねするのですが、この計算方式を見ますと、たとえばこの計算でいきますと、先ほどの公務員課長のようなお答えをいけば、雇用人、学校の場合でいけば助教の方がおりますね。長期給付をやつておる方、この方は積立金があるわけでしょう。それから恩給法の適用の方、これは積立金がないですね。といひますと、この財源率の計算をするときに、雇用人がこのうち何人で、その追加費用を持つてゐる方が幾らで、このうち何人は追加費用を持っていないのだ、こういうものをこの計算の上から当然分けて計算されて、そして財源率の計算が出るべきじゃないですか。分けてありますか。これを見ると分けてないじゃないですか。

○清水説明員　ただいまのお尋ねでございまして、出してあります分は、新制度発足後のものについて書いております、従ひまして、そういう分け方はいたしておりませんが、なお、保険の

方の担当官が参つておりますので、詳細御説明いたしたいと存じます。

○進藤説明員　追加費用が入つた場合に、長期給付の本来の所要財源率が変わるといふことはございせんので、かりに雇用人の積立金でございまして、それを区別して計算をする必要はないといふふうに考へるわけではございまして。

先ほど公務員課長が申し上げましたが、実際に入つた場合に、運用利回りその他の点で、組合の財政の運営上の問題として資金が多少豊かになるという意味のように解しておるわけではございまして。

○山口(總)委員　しかし、先ほど公務員課長は、追加費用がたぐさんあれば、これは財源率には関係はない、しかし組合の会計には影響がある。とにかく組合で出すのは、その前歴を持つた人を含めて払つていくわけですね。新しいいわゆる掛金と、それから十億ばかり知りませんけれども、とにかくわれわれとしては何百億という金が必要だと思つておられますが、そういう追加費用、それを受け入れて、とにかく窓口としては、その組合が前歴を持つてゐる人に対しては年金を払つていくさうですね。それは変わりありませんね。そういう場合に、当然追加費用について、とにかく一人当たり四十万なり五十万というものが当然あるべきだ。それがはつきり形の上で持ち込めるものもあるし持ち込めないものもある。そういう場合に、その会計にすれば、持ち込んだきたものがたぐさんあれば、いわゆる掛金の、かけておつた積立金をそのまゝ会計に引き継ぐものが多ければ多いほど、この会計としては当然楽になるべきです。とすれば、

持ってきたものと持っていないものと、こゝろいふものがある場合に、計算の上から、その共済組合の所要財源が一体幾らあったらいいのかわからないことを考へる場合に、その持っていないものと持っているものの区別、幾ら財源を必要とするかというのを考へた場合に、当然常識的に見て違ひがあるといふふに考へるのが当然の筋じやないですか。どういふわけであつてそれを全然考へないでも会計に差しかつてこないのか、その点説明して下さい。

○遠藤説明員 追加費用が入りました場合に、組合の財政が案になると申し上げておきますのは、いわゆる運用利益差益がふえるといふふに解釈できるのじやないかと考へております。従いまして、運用利益差益をどういふふうにするかという点がかかりに財源率にはね返るといふようなことであれば、多少財源率といふものもそれによつて考慮しなければならぬという事態も出て参るかと思ひますが、現在のところは、建前上、追加費用あるいは運用利益差益といふことは考慮外にしまして地方財源率を計算しておるわけでございます。

○山口(鶴)委員 財源率の計算は、それではあとでお尋ねすることにいたしました、ちょっと保留いたしておきます。

次に、これは次官にお尋ねをしたらいいかと思ひますが、自治省と地方六団体との関係の問題であります。私のところから地方六団体からいろいろ電報や手紙をたくさんいただいております。また、この法律の問題に關しまして、たまたま私、あるところへ参りまして、なかなか御熱心に電報等をいただくと、どういふわけかということをお尋ねいたしましたのであります。そうしまし

たら、いや、実はその団体の連合会の本部から次のような文書が来たので、私どもの方としては一生懸命電報を打ったりしております。こゝろいふお話でありました。しからばその手紙を一つ見せてもらいたいといふので拝見をいたしました。拝見をいたしましたら、「全議案第一二六号の四」といふ昭和三十一年四月七日付の文書を見たのであります。そこには次のようなことが書いてあります。社会党はこの法案をつぶそうとするといふ意味の強い反対ではないかとあるとか、いわゆる社会党の態度についていろいろ書いておられます。そのようなきは省略をいたします。ところが、現在の状況を見ると、勢いのおもむくところ、この歸趨は樂觀を許さないとの見方もある。——この法律の成否についてです。——そういうような情勢分析が書いてございまして、特にこの中に、四月六日、六団体は自治省をまじえて協議した結果、直ちに地方公務員共済組合法案の早期成立方につき懇請を各方面に提出すると同時に、六団体それぞれの所屬団体から国会議員に対し、早期成立の電報懇請をするよう手配をした、こゝろいふのです。そこで私はお尋ねしたいと思ふのですが、六団体が六団体として、自治団体のお立場でいろいろ御協議をせられて、そうしてわれわれに對して意思表示をされることは大いにけつこうであります。ただ問題は、四月六日、六団体は自治省と協議をした、こゝろが私は問題だと思ふ。自治省は国会で法案を出してゐる。それなのに、その自治省が、いま国会にかかつて議論をされておるさなかに、いろいろな外郭団体に対して、国会に對してこれを通すように一つ要請をしてくれ

というふうな協議をするということについて、次官はどうお考えですか。自治省という行政府が勝手にわれわれ立法府に對して外郭団体を使つてやられ、さういふようなことを自治省は立法府と行政府との關係といふものからいつて正しいとお思ひですか。

○大上政府委員 答えさせていただきます。行政府における行政事務の範圍は、それぞれ事務規程等によつて定められ、さらに事務分掌規程等もございまして、従いまして、この件につきましては、私、政務次官のところまで決裁を求めてくる事案でないかのように思ひます。もしもその事態でございまして、私が決裁をし、そのいいか悪いかといふことを判断するのですが、現在私はその記憶はございせんので、おそれる事務當局も私の所掌事務外と扱つたように心得ます。ただいま事務局長から聞いておりますと、この問題について、たとえば社会党の態度であるとかあるいは法案の成否の歸趨を論じておるとかいろいろなことにつきまして、まことに申しわけございせんが、私は今初耳でございます。自治省といたしましては、この六団体に呼ばれて事情を聞かれたと、当局は私に耳打ちいたしておられますが、その経過、いきさつ等については、説明員から十分説明いたさせますが、新しい問題として、省内の行政の執行の面において私も十分に真相を取り調べまして次会に御報告したいと思ひます。

○松浦説明員 御承知のように、六団体は、私の知る限りでは、この法案をできるだけ早く成立させてほしいといふ御要望を持っておつたのでございませう。六団体の方から、この法案の審議の状況等について知つてゐることだけ

を聞かしてもらいたいといふたつての御要望がございまして、それについて、私どもから、現在の段階ではこゝろいふ状況でこゝろいふ点に問題があるようございましてといふお話は申し上げたことはございまして、それ以上のこと、私は、私どもは関知をいたしておりました。

○山口(鶴)委員 今の説明員のお話のように、事情を聞かれてお話をしたといふことであれば、私は別にとかやかくは言ひませんが、文章で見れば、こゝろ書いてある。説明を受けたとか事情を聞いたといふならともかく、四月六日、六団体は自治省とも協議をした結果、こゝろいふにいたしました、協議といふことになれば、両方相談して、こゝろいふことをやろじやないか、その協議した結果は何かといふは、地方公務員共済組合法案の早期成立方につき懇請を各方面に提出することによりじやないか、国会議員には電報を打つたといふことといふことをきめた、協議といふことになれば、自治省がぜひこれをやつてくれ、私どももやりまして、賛成です、こゝろいふのが協議でしやう。自治省が六団体に働きかけ、国会議員にどういふといふようなことをすることは、これは行政権の立法府に對する介入ですよ。協議と書いてあるから問題にしてゐるんだ。さうでしやう。文字通り協議といふ、今言つたような事態ならば、次官、どうですか、やはりこれはまずいと思ひますしやう。

○大上政府委員 お説の通り、いわゆる事情説明と協議とは、山口委員のおつしやる通りのように私も解釈いたします。

○山口(鶴)委員 協議であつたのか連絡であつたのか、この点は一つお調べいたしたい、後日明らかにしたいだきたいと思ひます。

また財政局長とか大臣はお見えにならぬですか。——今お話を聞きましたら、大蔵大臣の方も自治大臣の方もしで、事務の見えでないようでありまして、事務の問題についてお尋ねする以外に仕方がありませんので、大臣等に対する御質疑は保留いたしまして、それではまず、いろいろいたしまして、た資料を拝見いたしました、この資料がいつ現在でありますのか、その点をお尋ねしたいと思ひますのでございませう。

まず警察の方からお尋ねします。警察の方にお尋ねいたしますが、警察の關係の資料をお出しにならなかつたので、わざわざ請求をいたしました。ちやうどいふいたしました。他の委員の方にも一つ御配付いたしたいと思ひますのであります。警察共済組合長期給付所要財源率計算書、昭和三十一年四月十日と、こゝろ書いてあります。ここに書いてある脱退残存表、それから俸給指数その他たくさん表がございまして、これは昭和三十一年の資料でございます。それぞれの表の年次を一つお示しいただきたいと思ひます。

○前田説明員 お答えいたします。警察庁の提出しました十日付の特例警察職員分の資料でございますが、材料はおおむね昭和三十一年度及び三十二年度の実績調査によるものであります。

○山口(鶴)委員 私もこれを見て、四月十日と書いてありましたから、少な

くとも脱退残存表や給料指数は昭和十五年、六年のそのうものを根拠にしてお出しになったのかと思つて、警察は非常に熱心であると思つて感心いたしました。ところが、よく拝見いたしますと、昭和三十四年九月一日、大蔵省主計局給与課、非現業共済組合長期給付所要財源率計算書、この一般公務員の分、これと、警察庁でお出しになりました警察庁昭和三十七年四月十日、警察共済組合長期給付所要財源率計算書、一般職員分、これは全く同じでしょう。

○前田説明員 そうです。  
○山口(鶴)委員 そこで私は聞くのですが、これは少なくともここに書いてありますように、国家公務員共済組合連合会加入組合の組合員のうち、防衛庁の全自衛官並びに警察、刑務職員等年金制度上の特例を設けられている職員を除いた一般公務員に対して、昭和三十四年十月一日以降新退職年金制度が適用になった場合の所要財源率を計算したものだ、こうなっておりますね。これは全国家公務員を対象にして作つたものでしょう。そうですね。それと、そのうちの一部、警察庁の一般職の職員と警部警視、警視正、こういった制服の警察官の方でも、警部以上のいわばこの特例に該当しない人たちの含めて作つた、それを対象にして将来運営しようという共済組合、それが全く同じ資料で財源率の計算をして、それがどんぴしゃり合うということが現実にありますか。これはどうしたことになるのですか。

○前田説明員 私どもで持つております資料のうちで、現在のところ一番正確なものはたゞいま提出した資料でございます。その後の調査は昭和三十四

年にやつておりますけれども、集計がまだできておりませんので、遺憾ながら数字を提出するわけには参りません。

○山口(鶴)委員 おかしいじゃないですか。対象が違ふのですよ。これは課長さん認めるですね。対象が違ひます。

○前田説明員 そうです。

○山口(鶴)委員 しかも給料だつて変わつていないじゃないですか。職員構成が違へば脱退残存率も違ひますよ。それで、給料指数だつて違ひますよ。それから、それからその方の療疾がどのくらい度合いになるかと、その警察官の遺族の方が——これは第九回生命表が何かで、とにかく一番基本になる脱退残存表と給料指数、この二つが違ひますよ。それが全く現状に即さないものを出して、その計算の仕方は同じものをして、それで、それで警察庁のこの対象になる一般組合員の人数がどうしてもその掛金を千分の四十四かけなければならぬ、そういうものを一方的にきめるというところで、対象の職員の方が納得すると思ひますか。私は期間がないとは言ひません。三年あつた。その間に少なくとも警察庁の職員の方に千分の四十四が必要だということとをわかつてもらつて、この共済組合に喜んで参加してもらおうという気持ちがあるならば、当然警察庁の職員を対象にして計算をした場合に、これだけの所要財源が要る、財源率Pがこれだけ必要になる、よつて掛金はこれだけだ、こういうことをしないで、全般的に国家公務員、しかも三年も四年も古いものを持つてきてこれでもいいのだというところで、しかも国会に少なくとも共済組合の方式でいけばこれだけの財源

が要るのだということを提示して、法律案の審議をするときに、親切な態度だと思ひますか。この点は一体どうなんでしょうか。

○前田説明員 お説の通りになるべく早い機会に正確な計算をいたしたいと思つて、目下努力しております。

○山口(鶴)委員 今国会中に審議をするとは、少なくとも今週中ですか。来週はゴールデンウィークですから、今週中にその資料を出していただけますか。出していただければ審議に

ならぬです。

○前田説明員 資料は今国会中には間に合ひかねると思つております。私どもの方では三十四年の分を調査いたしましたけれども、記入のやり方も不正確な点もあつますし、集計が非常にめんどうで、まだ計算ができておりません。

○山口(鶴)委員 困るじゃないですか。今国会に間に合はないということ、今国会では通らなかつてもいいという事で、資料が間に合はないのですから、警察庁の職員は財源率が幾らあつていいかということがわからなかつた。それで、これは通らなかつてもいいとおつてもいいですね。その点一つはつきり言つて下さい。

○前田説明員 暫定的に千分の四十四で告示をしていただきまして、なるべく早い機会に再計算をいたしたいと思つております。

○川村(雄)委員 そういうお答えでは困るのですよ。こんな大事な公務員の負担率あるいは掛金等を考えなければならぬときに、古い資料を出してきて、これでやつておけ、あとはどうにかなるだろう、そういうことで一休審

議ができますか。そういうものが出てくる根拠としては、やはり皆さんの方方は専門だから確たる計算基礎がなければならぬと思う。今のようなお答えで審議を進めるとか、あるいは千分の四十四でやつてもらつておいて、あとでまた正確な数字を出しまして、そういうことで審議が進みますか。これは議事進行として、委員長、一つ何か御配慮いただきたいと思ひます。

○園田委員長 本会議散会後まで休憩いたします。

午後三時五十六分休憩

午後三時二十八分開議  
○渡海委員長代理 会議を再開いたします。

委員長所用のため、委員長の指名によりまして、私が暫時委員長の職務を兼務いたします。

休憩前の質疑を続行いたします。  
○山口(鶴)委員 では警察庁の厚生課長さんに国公の問題についてお尋ねいたしますが、この特例者の方ですね、これには給与指数がないのですが、これはどういふのですか。

○前田説明員 資料の一番最後に書いてございます通り、最後から二枚目でございます。「(8)俸給指数 俸給指数は、昭和三十一年、三十二年の実績率は、昭和三十一年、三十二年の実績率と一般公務員の俸給指数が殆んど一致するので、一般公務員の俸給指数を用いた。」とございますが、便宜上いろいろことにさせていただきます。

○山口(鶴)委員 そうするとこの表にはないのです。結局こちらの俸給指数と同じものを使つた、こういうことですね。

○前田説明員 そうです。

○山口(鶴)委員 そこでお尋ねをいたすのでありますが、俸給指数は昭和三十一年、三十二年の実績率をお使いになつた、こういうことなんですか、その後、厚生課長さん御存じの通りに、公務員の給与は数次にわたつて改定をされております。たとえば昭和三十四年に初任給の是正がございまして、それから昭和三十五年には一一・七%でございまして、約一二%近い給与改定がございました。さらに昭和三十六年には約六・一%程度の給与改定がございました。特に給与改定が同じようなカーブで動いていくというところならば、これは俸給指数が変わらぬということはあると思ひます。けれども、しかし初任給は正で初任給を上げる、その次の昭和三十五年の給与改定におきましては上厚下薄の給与体系をしく、それから今回の給与改定についてはまた違ったカーブの給与改定を行なつた、そういった場合に、俸給の上下のバランスでありますとか、そういうものはおのずから変わつてきておるわけですね。そうすれば俸給指数というものが昭和三十一年、三十二年のものでもつてけつこうである、こういうことでは私はおかしいじゃないかと思ひます。そういう給与改定があつてもこの俸給指数自体には何らの影響も及ぼさないのだ、こう言ひ切れますか。その点お尋ねしたいと思ひます。

○前田説明員 御指摘の通りに影響はあるものと思つております。それでなるべく正確な資料を作成するために目下鋭意努力しておりますが、まだ集計するまでに至りませんので、まことに遺憾に存じております。

何ですか。

○清水説明員 三十五年度までの動態調査に基づきます最新の財源率計算は、資料が最近まとまったばかりで、実はまだ財源率計算のところでいっておりません。従いまして、財源率計算ができます段階の資料で出させてい

○進藤説明員 最初の千分の四十四が

○山口(鶴)委員　そうすると脱退残存

○山口(鶴)委員 三十五年というと、

○進藤説明員　それらにつきまして

第一頁第二号 地方行政委員会議事

ればならぬと思います。とにかく全国

四十四の負担はやむを得ないのだとい

の制度が国会において論議されている

じゃ、一体文部省は全国の先生方に、

だといふことで納得させるつもりがな

に基づく財源率Pの計算、それをお出

第三十四号  
昭和二十七年四月二十六日

○山口(鶴)委員　また警察と同じことと

たのでございますが、課員一同徹夜い

から、渡海委員長代理に申し上げます

分最新の資料をお作りになっているだ

も思わぬでしょう。資料の問題について

ました通り、後刻委員長が参りました。

100

○松浦説明員  
昭和三十年から昭和三十

○山口(鶴)委員　　とういう表をいただ

特例とあります。さらに給付の区分で

千分の九十九・四七、公立学校共済に

は、地方職員共済掛金率千分の四十

の一般が掛金率千分の四十四、負担金

100

でもそうだし、**俸給指数**についても同

については古いものをそのまま使って

いるじゃないですか。そういうものを

るいは公立学校または警察等々、それ

ますが、そのよつてきたところの資料

としていい悪いという点につきまして

---

かいうことは、ちょっと時間をお借りして勉強させていただきたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 それは時間をかけて御勉強なさるぬでもはつきりすると思ひますがね。たとえば恩給納付金にしてみれば、今まで百分の二です、千分の二十でよかつたものが千分の四十四に二倍以上に上がるわけですね。

それからまた都でありますとか、指定都市でありますとか、あるいは適用除外の団体におきましては、全然かけていなかった。そういう人が一挙に千分の四十四をかけるわけならぬという事態もあるかもしれない。また千分の十五くらいで済んでおつたものが千分の四十四ということになるれば、三倍にも上がるわけですね。それだけの重い負担を課する。そのための審議を国会でやるわけでありまして、そういうことになった場合には、はたして掛金率が妥当であるかないかというところは当然議論の焦点になるべきです。それが当然の

のに、各お出しになった計算の時点がみんな違つておる。特に警察の特例なんかひどいと思ひますがね。俸給指数は古いものを使つて、動態調査だけまた違つたものを使つて、時点の違つたものの調査を同じ一つの計算の中にぶつ込んでやつておるというやうなことになる。次官、そういうやり方が、判断せられて、妥当であるかないかというところについては、これは一日、二日御勉強なすつて、それからお答えになると思ひますがね。

○大上政府委員 お説の通り、これはそういう考え方と申しますか、資料の発生場所が個々別々である、あるいは同一系列でないというやうな点から見れば、ごもつともでございませう。従ひまして、統一的にこれを調査して、そしてこれを資料としてお出しするといふことが最も望ましいことである。従つて、山口先生のおっしゃる通り、私といたしましては是認といひますか、その通りと思ひます。

○山口(鶴)委員 大へんりっぱな御答弁で、政務次官の正しい御見解に對しては敬意を表します。次官がそういうたりつぱな見解を持つておるにもかかわらず、部下がそれに従つておらぬでしよう。そういうことでは次官の善意も何にもならぬのでありまして、そういう点は次官よく御認識をいただきまして善処いただきたい。

それから、資料別添の問題はあとで委員長からお話があるそりでありますが、からしきばくおきまして、財源率Pのことにつきまして若干お尋ねをいたしたいと存じます。

まず脱退率の問題であります。この脱退率表といふものが今回の掛金率を決定する場合の大きな資料であることは申すまでもないと思ひますが、大蔵省給与課の、国家公務員の共済組合法を制定いたしました当時の表を拝見いたしました。脱退率表I、II、それを拝見いたしますと非常にきれいな数字に並べられております。これは実態調査をいたしまして、そのままで

は工合が悪いというので補正をいたしているわけですね。たとえばグレイヴィルの五項式補正というやうな方式を使つて補正をいたしておるやうです。地方職員のものについて私も拝見をいたしたのでありますが、脱退率表I、これもきれいな数字で整理をしてござ

いますね。これは補正したものですか。

〔渡海委員長代理退席、委員長着席〕  
○堀込説明員 ただいま御質問の残存数は脱退率で補正して計算したものでございませう。

○山口(鶴)委員 脱退率を補正されたわけですね。それで見ますと、この大蔵省主計局給与課の資料の脱退補正の状況を表にしてございませう。実数、いわゆる実績とグレイヴィルの方式によりまして補正したしたカーブを書いてございませう。これを見ますと、実績と補正いたしましたいわゆる補正脱退率——この場合、補正脱退率よりも実数が上回つておることを示す、逆のところは黒でしるしをつけてみたのであります。それを見ますと、加入して一年、二年といふところから二十年に至るまでのところの部分におきましては、補正率を実績が上回つておる面が非常に多いのであります。といたしますと財源率Pを計算する場合に使つた残存数よりも、実績の方はいわゆる勤続年数二十年までにやめる方の率は多いという格好になると思ひます。では財源率Pにはどういふ影響があるか。これは二十年までにやめる方というものは、当然にゆる共済組合の会計に對しては大きい寄与する方でありませう。これは、計算をいたしまして、掛金累計と給付額の比較を見ますと、たとえば五年の方はその率が一・四二、十年の方は一・四三八、二十年の方は二・三二七、これに對して、たとえば三十年の方は二・九五七という形になつてくるわけでございます。問題は、負担率は四十四と五十五でございませう。四十四分の九十九を考へてみますと、この率は

二・二五であります。従つて二・二五よりもその率の少ない方は、その会計に對して大きな寄与をしておる、こういう格好になりますね。寄与しておる方が、いわゆる実績の方が財源率Pに使つた率よりも上回つておるというこゝとならばこの計算でいつても——計算上では財源率Pは低くなつておるけれども、この補正の実態を見ていけば、会計に寄与する方をネグレクトしておるわけですから少くない。この分を考慮に入れた実績で計算をするといひますならば、財源率Pはもっと下がるべきだ、こう私は思ひますが、この点はどうか。せつかく行政局長さんがお見えになったから、行政局長さんからお答えいただきませう。しるうとの質問ですからしるうとが答えて下さい。

○佐久間政府委員 専門的なことを詳しく承知をいたしておりませんが、おそらく財源率は上がることになるだろうと思ひます。

○山口(鶴)委員 おかしいじゃないですか。会計に寄与する方が、計算の基礎に使つた財源率では実績より少なくなつておる。寄与する方の実績はもっと多い。だから実績をそのまま使つていくならば財源率は当然少なくて済むはずではないですか。あなたは上がると言ひけれども、ほんとにそうですか。はつきり答えて下さい。

○平井政府委員 国共の例をお引きになつたので、私主計局の給与課長でございませうが、一応お答えいたします。先生のおっしゃる通りその点をとりましますと、ごもつともであります。ただこのグレイヴィルの五項式を使つて補正した場合、全体として御判断いただかないと——確かにその部分だけでは安くなることは事実であります。逆にまた非常に退職年金給付の高い者について、実績率よりやや低いところを見ておるところもございませう。こういう補正方式といふものは、全体的に御判断していただきたいという感じでございます。

○山口(鶴)委員 答へが行政局長と逆じゃないですか。そんなないかげんな答弁をしてもらつては困る。

○佐久間政府委員 ただいまのは間違つておりましたので、訂正させていただきます。

○山口(鶴)委員 それでは大蔵省の方にお尋ねをいたしますが、確かにこの部分をとつてみればそれで、こちらの部分があるといふお話をすね。私もそれはよくわかります。わかりましたけれども、それじゃこの黒くなつております部分の加入期間、いわゆる勤続年数と認めてよいが、組合に對する加入期間ですね。これが三十五年、三十六年、三十七年——四十一年までです。こういふ方は、人数のウェイトはどうですか、少ないでしよう。ウェイトの一番大きいのは二十年前の人です。この人数の多いところで大幅にもうけておいて、人数の少ないところへ行つてこちらでもうけておいて、全体をいじやないかと言つたつて、全体を通すれば明らかにもうける方が多いじゃないですか。

○平井政府委員 単純に年限のバランスだけで申しますれば、先生のおっしゃるところもごもつともでございます。ただ、今の退職金制度の体系は、一時金の場合におきましては、全体にかかつて負担は比較的軽うございませうが、年金給付を受けるようになり

ますと、急激に上がってくるわけでございます。従いまして、そのバランスが若い方で、確かに実績が補正の数よりも相当上回っていることは事実でございますけれども、総体的に見た場合に、はたして財源にどの程度響くかというところは若干疑問であるところでございます。

○山口(鶴)委員 それは計算をして私どもにわかるようにお示しをいただきたいと思いますね。

○平井政府委員 これは全体についてすべてかかってくるわけでございますので、早急に計算をして提出するということは、困難であらうかと思えます。

○山口(鶴)委員 そういふ言い方は不親切だと思ふのです。私どもは国会議員としていろいろ仕事があります。それは計算せよと言へばできないことはない。できるけれども、私どもは国会の会期の限られたこの期間に、そういう計算まで国会議員がやって審議するというのは、当局の国会に対する正當な態度ですか。そこまで国会議員がやってみたらいいじゃないですか、そういう態度ですか。

○平井政府委員 ちょっと私の答弁の仕方がまずくて、かえって失礼なことになったかもしれないが、そういう意味ではございませんで、御承知の通りこの保険数理の計算と申しますのは、非常に複雑な計算がいろいろございまして、その過程はやはり保険数理の専門家が相当時間をかけて計算いたしますから、そういう意味におきまして相当の時間をおかしたくないといふことを言ったわけでございます。

○山口(鶴)委員 しかし国会においてそういうことが疑問になった場合には、私は明らかにすべきだと思ふのです。当局としては全力をあげてやっただけいいじゃないですか。国会に一つ出して、こういう程度のものしかありませんというのを示していただきたいと思ふのです。大蔵省が全力をあげたらできるでしょう。

大臣がおられますから大臣に聞きましょう。この資料の出し方はみんな古くて、しかも計算の根拠がみんな違っている。はなはだしいのは、あなたの所管する国家公安委員会のもとにある警察庁のごとき、全公務員に対して昭和三十四年大蔵省が計算をいたしましたものをそのまま持ってきて、三十七年度、今日出している。給料も変わっている。構成だって全然違う。全公務員と警察職員の構成が同じだと大臣思われぬでしょう。そういうものを持つてきて、これで審議してくれ、こういうあり方に対して、主務大臣として一体どう考えるのですか。

○安井国務大臣 できるだけの資料をできるだけ能力で整理をいたしまして御提出もいたしておるつもりでございますが、種々不備な点があるかもしれない。それと、全体といたしまして、国の場合と違ひまして、市町村といたつたような非常に膨大な種類の違つた団体をかかえております。全体をまとめたところの何かいたしたにもいろいろ手数上のこともありまして、あるいは御満足のない点があったかと存じますが、できるだけ限度において整理をいたしまして、御審議促進をお願いいたします。

○山口(鶴)委員 まあ大臣、さっきのを聞いてなかったからそういうことを

言うのどう思うのですか、私は市町村のことなんか議論していませんよ。特に私は、国家公安委員長、警察庁長官の指令のもとに、全国一律にびりつと動く警察職員の資料の問題にしておるのです。また中央集権化した――文部省がボタンを押せば、全国の都道府県教育委員会が、右に向けと言へば右に向く、左に向けと言へば左に向く、この文部省の傘下にある公立学校職員の資料を私は問題にしており。決して三千幾らに余る市町村の資料について、その資料が不備だからということをおっしゃっているのじゃない。大臣その点はどうですか。

○安井国務大臣 当局といたしまして、できる限り資料の整備をやつておるつもりでございますが、そういうふうな不備な点で、もし修正あるいは補正できるものがあれば至急出させていただきます。思ひますが、詳しい実態につきましては、事務当局からも答弁させていただきます。

○山口(鶴)委員 とにかく時間がかかるのかいろいろ言つておりますけれども、警察職員、公立学校職員、それから都道府県庁の職員、こういうものを考えた場合にやる気があればこんな手間がかかるはずはないのです。やる気があるかないかです。結局国家公務員の共済制度が問題になったところ、それから三年何もしなかったところ、それじゃないですか。それはぼつぼつした数字くらいは集めたかもしれないが、計算は全然できていない。三年もはたらかしておいて、今日、国会に出しておいて、早急に善処しますと言つたって、そんなことじゃ私どもは納得できませんよ。三年間一体何をしていたのですか。

○安井国務大臣 まあそれぞれの機構が別である関係もありまして、あるいは非常に御不満をかうような資料になつたかと思ひます。しかしこれはいづれにいたしましても将来の支出を推計するための資料でございまして、実際はそれに入つてからの実績によつてまたこれは十分補正検討もいたしていただくものであらうと思ひます。できるだけ一つ、今までやつております資料で御審議をいただければ大へんありがたいと思ひ次第であります。

○阪上委員 先ほどのやりとりを聞いておりますと、全く政府の態度といふのはでたらめだ。こんなことじゃ審議できませんから、一つ委員長でよろしくお取り計らいをお願いしたい。

○川村(継)委員 今、山口委員が警察の皆さん、文部省の皆さんに、あるいは自治省の皆さんにお聞きしておるの、一口に申しますならば、千分の四十四という掛金をかけていかなければならぬその根拠が、どこからきておるか、これはみんなが納得しなければならぬ。ただ何年か前に国家公務員をばじき出したから、地方公務員もそれに右へならえというふうなばじき出し方では、組合員たるもの、すべてが満足するわけにいかぬ。それらの根拠をおそろしく聞きたいと思つて、いろいろお尋ねしているわけです。ところが全然満足な根拠が示されないので、何年か前の数字をもとにして推計的にこれでやれと言われても、なかなかいけるわけがありません。そこで当局は山口委員の質問に対して、もう少し確に答えられるように一つ善処願いたいと思ひます。委員長、大へん御迷惑ですけれども、このままでは山口委員もおそろしく質疑が横行できないと思ひますから、本日はこの辺で二応とどめておいていただきたいと思ひます。

○園田委員長 川村委員、山口委員からの発言による資料については、政府当局が、掛金の算定をする基礎となる数字にかかる資料を早急に準備して、提出されるように願ひます。

次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十二分散会

昭和三十七年五月二日印刷

昭和三十七年五月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局